

平成28年度臨時福祉給付金と 障害・遺族基礎年金受給者向け給付金 申請受付が始まりました！

平成28年度 臨時福祉給付金



障害・遺族基礎年金 受給者向け給付金



消費税率引き上げによる影響を緩和するため、所得の少ない人に対して、臨時福祉給付金を支給します。

賃金の引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない年金受給者の人に対し、障害・遺族基礎年金受給者向け給付金を支給します。

申請受付期限

平成29年2月1日(水)【土・日・祝祭日を除く】
※期限までに申請がない場合は、支給を辞退したことになりますので注意してください。

申請方法

支給対象になる可能性のある人には、8月下旬に申請書を郵送しています。
同封の「記入要領」を参考に、申請書に必要事項を記入し、添付書類を申請書の裏面に貼り付けて、返信用封筒で返送するか、役場福祉課に提出してください。

- ◎申請書 (必要事項を記入してください)
- ◎印かん (支給対象者名横に押印してください)
- ◎支給対象者全員分の本人確認書類写し (免許証、健康保険証など)
- ◎振込希望口座の通帳またはキャッシュカードの写し

※大津町以外に住民票がある人に扶養されている場合は、扶養者の非課税証明書が必要です。
※年金確認書類が必要となる場合があります。

平成28年度 臨時福祉給付金

障害・遺族基礎年金 受給者向け給付金

支給対象者

次の要件すべてを満たす人が対象です。

- ①平成28年1月1日時点で町に住民票がある人
- ②平成28年度の住民税(均等割)が課税されない人

次の要件すべてを満たす人が対象です。

- ①平成28年1月1日時点で町に住民票がある人
- ②平成28年度の住民税(均等割)が課税されない人
- ③平成28年5月分の障害基礎年金や遺族基礎年金を受給している人(高齢者向け給付金を受給した人を除く)

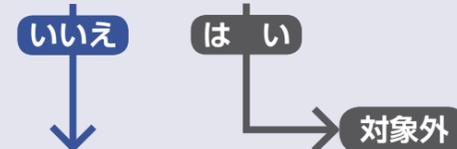
支給額(支給は1回限りです)

3,000円

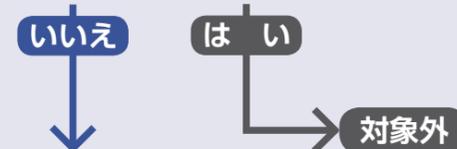
30,000円

対象者診断チャート

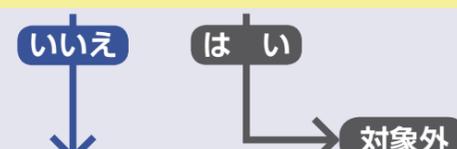
1 平成28年度分の住民税は課税されていますか？



2 平成28年度分の住民税が課税されている人に扶養されていますか？



3 生活保護を受けていますか？



4 臨時福祉給付金(3,000円)の支給対象となる可能性があります。

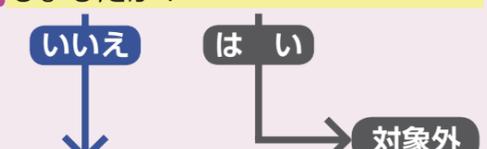
1 平成28年5月分の障害基礎年金、遺族基礎年金などを受給していますか？



2 平成28年度臨時福祉給付金(3,000円)の支給要件に該当しますか？



3 高齢者向け給付金30,000円は受給しましたか？



4 障害・遺族年金受給者向け給付金(30,000円)の支給対象となる可能性があります。

●問い合わせ 役場福祉課 福祉係 ☎ 096(293)3510